

～接種期間は、10月～2月まで です～

高齢者 新型コロナ定期予防接種 説明書（延岡市）

対象者 延岡市に住所を有し住民基本台帳に登録されており、次のいずれかに該当する人

- (1) 接種日に 65 歳以上の人
- (2) 接種日に 60 歳以上 65 歳未満の人で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいや、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有する人（障害者手帳 1 級相当の状態にある人）



※この予防接種を受ける法律上の義務はないため、「接種を希望している」という本人の意思の確認ができない場合は、対象者になりません。

対象者以外の方は、任意接種となりますので医療機関にご相談ください。

回数 上記の接種期間内に 1 人 1 回 ※期間内 2 回目以降の接種は「全額自己負担」になります。
料金 2,000 円 医療機関窓口でお支払いください。

※生活保護受給世帯の人は無料（生活福祉課発行の受給証明書が必要）。

1. 予防接種を受ける前に

- ・この説明書をよくお読みになり、この予防接種の目的や効果、副反応等について確認してください。
- ・不明な点や心配なことは、事前に医師や看護師、または延岡市地域医療政策課にお尋ねください。
- ・予診票は、医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける人が正しく記入してください。

2. 新型コロナワクチン接種の目的・効果

ワクチンを接種することで、人の体の中で新型コロナウイルスに対する抗体（免疫）ができます。この免疫の仕組みを利用して、**新型コロナウイルス感染症の重症化を予防**します。

厚生労働省によると、国内外で実施された研究などにより、「新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化予防効果が認められた」と、報告されています。

3. 新型コロナワクチン接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が 37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 新型コロナワクチンに含まれる成分によって、「**重度の過敏症**」を起こしたことがある人
※重度の過敏症とは、アナフィラキシー（接種後約 30 分以内におこるひどいアレルギー反応）や、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下などの複数の症状です。
前回までの接種で、これらの症状があった人は、同一成分を含むワクチンでの接種はできません。
- ④ その他、医師に「**不適当な状態にある**」と判断された人

4. 新型コロナワクチン接種を受けるにあたり、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害がある人
- ② 今までに免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- ④ 過去に予防接種を受け、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などの症状が出たことがある人

裏面に続く

～接種期間は、10月～2月まで です～

- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ⑥ 新型コロナワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある人

5. 新型コロナ予防接種の副反応

注射した部位の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等が現れることがあります。また、重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーが現れることもあります。なお、新型コロナワクチンは新しい種類のワクチンであるため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後、気になる症状がある場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

◇接種後、数日以内に「胸の痛みや動悸」「息切れ」「むくみ」等の症状が現れたら、速やかに受診をしてください。（ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています）

◇接種後、「手足の力が入りにくい」「しびれ」等の症状が現れたら、速やかに受診をしてください。（ワクチン接種後に、ギラン・バレー症候群が報告されています）

6. 予防接種を受けた後の注意

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が心配な場合は、医師に相談のうえ、接種を受けた施設内でしばらく様子を見てください。
- ② 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ③ 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や飲酒は控えてください。
- ④ 予防接種済証を健康手帳やおくすり手帳等に貼り、大切に保管しましょう。（健康手帳は、延岡市役所健康長寿課でお渡しします。）

7. 予防接種健康被害救済制度

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合（予防接種による健康被害だと国に認定された場合）、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を受けることができます。申請の手続き等については、延岡市地域医療政策課にご相談ください。

新型コロナワクチンの種類・特徴

● mRNA ワクチン

ウイルスがヒトに感染する際に必要な「スパイクたんぱく」を作る基（もと）になる情報の一部（メッセージRNA）を注射し、体内で抗原となるタンパク質を作ります。これにより体内で起きる免疫反応によって、このたんぱく質に対応する「抗体」を作らせて、本物のウイルスの侵入に備えられるようにします。

● 組換えタンパクワクチン

ウイルスの表面にある「スパイクたんぱく」を遺伝子組み換え技術によって人工的に複製し、ワクチンとして体内に投与することで、抗体を作り出します。以前より、B型肝炎ワクチンなどに用いられてきた製造方法です。

※新型コロナワクチンの最新情報は厚生労働省の
ホームページをご覧ください →



【お問合せ】
延岡市 地域医療政策課
電話 22-7066